

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月19日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第42号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第1条の3</u>）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 情報通信交流館の利用</p> <p> <u>第1節 オフィス以外の施設（第11条—第16条）</u></p> <p> <u>第2節 オフィス（第17条・第17条の2）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第3条、第4条第6項及び第7項、<u>第9条並びに第10条の規定に基づき、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（利用の承認を要する施設）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 情報通信交流館のうち大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール、<u>会議室、カンファレンスルーム（専用使用により利用する場合に限る。第13条において同じ。）及びオフィス</u></p> <p>（4）・（5） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 情報通信交流館の利用 <u>（第11条—第17条）</u></p> <p>第4章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例（平成15年香川県条例第2号。以下「条例」という。）第3条、第4条第6項及び第7項並びに第10条の規定に基づき、香川県サンポート高松交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（利用の承認を要する施設）</p> <p>第1条の2 交流拠点施設のうち条例第3条の承認（第34条の規定により指定管理者が行う場合を含む。）を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 情報通信交流館のうち大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール<u>及び会議室</u></p> <p>（4）・（5） 略</p>

(使用料納入施設)

第1条の3 条例第9条の規則で定めるものは、オフィスとする。

第2章 国際会議場、展示場及び多目的広場の利用

第3章 情報通信交流館の利用

第1節 オフィス以外の施設

(利用時間)

第11条 情報通信交流館(3階交流室、カンファレンスルーム及びオフィスを除く。第3項及び第12条において同じ。)を利用することができる時間は、午前10時から午後9時30分までとする。

2 3階交流室及びカンファレンスルームを利用することができる時間は、午前10時から午後6時までとする。

3 第1項の規定にかかわらず、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)において情報通信交流館を利用することができる時間は、午前10時から午後6時までとする。

4 知事は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、臨時に、第1項及び第2項に規定する施設(以下この節において単に「施設」という。)を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第12条 略

(1)・(2) 略

2 3階交流室及びカンファレンスルームを利用することができない日は、次のとおりとする。

(1) 休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 知事は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、施設を利用することができない日を変更し、又は施設を利用することができない日を設けることができる。

第2章 国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場及びアート広場の利用

第3章 情報通信交流館の利用

(利用時間)

第11条 情報通信交流館を利用することができる時間は、午前10時から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)において情報通信交流館を利用することができる時間は、午前10時から午後6時までとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、情報通信交流館を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第12条 情報通信交流館を利用することができない日は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、情報通信交流館を利用することができない日を変更し、又は情報通信交流館を利用することができない日を設けることができる。

(利用の承認)

第13条 大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール、会議室又はカンファレンスルーム（以下「大研修室等」という。）に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この節において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館大研修室等利用申込書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の承認の変更)

第14条 利用承認を受けた者（以下「大研修室等利用者」という。）は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認（以下この節において「変更承認」という。）を受けようとするときは、情報通信交流館大研修室等利用変更申込書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の中止の届出)

第15条 大研修室等利用者は、大研修室等の利用を中止しようとするときは、情報通信交流館大研修室等利用中止届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第16条 知事は、大研修室等利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認若しくは変更承認を取り消し、又は大研修室等の利用の停止を命ずることができる。

(1)～(4) 略

第2節 オフィス

(利用の承認等)

第17条 第19条から第25条（第20条第2項ただし書の規定を除く。）まで及び第28条の規定はオフィスの利用の承認を受ける者について、第26条の規定はオフィスの利用の承認の取消し等について、第27条の規定はオフィスの使用料について、それぞれ準用する。

(利用の承認)

第13条 大研修室、中研修室、小研修室、多目的ホール又は会議室（以下「大研修室等」という。）に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館利用申込書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の承認の変更)

第14条 利用承認を受けた者（以下「交流館利用者」という。）は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、情報通信交流館利用変更申込書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の中止の届出)

第15条 交流館利用者は、大研修室等の利用を中止しようとするときは、情報通信交流館利用中止届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第16条 知事は、交流館利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認若しくは変更承認を取り消し、又は大研修室等の利用の停止を命ずることができる。

(1)～(4) 略

第17条 削除

(書類の様式)

第17条の2 オフィスの利用に係る手続の書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 前条において準用する第19条第1項に規定する申込書 情報通信交流館オフィス利用申込書 (第7号様式)

(2) 前条において準用する第20条の2に規定する申込書 情報通信交流館オフィス利用変更申込書 (第8号様式)

(3) 前条において準用する第23条に規定する申請書 情報通信交流館オフィス改造等承認申請書 (第9号様式)

(4) 前条において準用する第25条に規定する届出書 情報通信交流館オフィス利用中止届 (第10号様式)

(利用の承認)

第19条 事務室に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、知事が定める日までに、産業振興センター利用申込書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

2～4 略

(利用の承認の変更)

第20条の2 事務室利用者は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、産業振興センター利用変更申込書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(改造等の承認)

第23条 事務室利用者は、事務室に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、産業振興センター改造等承認申請書（第13号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の中止の届出)

第25条 事務室利用者は、事務室の利用を中止しようとするときは、当該利

(利用の承認)

第19条 事務室に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、知事が定める日までに、産業振興センター利用申込書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2～4 略

(利用の承認の変更)

第20条の2 事務室利用者は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認（以下この章において「変更承認」という。）を受けようとするときは、産業振興センター利用変更申込書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 略

(改造等の承認)

第23条 事務室利用者は、事務室に改造を加えようとするとき、又は特殊な設備を搬入しようとするときは、あらかじめ、産業振興センター改造等承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の中止の届出)

第25条 事務室利用者は、事務室の利用を中止しようとするときは、当該利

用を中止する日の2月前までに、産業振興センター利用中止届（第14号様式）を知事に提出しなければならない。

（指定管理者による管理の基準等）

第34条の2 略

2 条例第4条第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

(1) 国際会議場、展示場、情報通信交流館又は多目的広場 当該施設の維持管理及び利用の承認（オフィスに係る利用の承認を除く。）に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

(2)～(4) 略

3～6 略

（原状回復）

第37条 会議場等利用者、大研修室等利用者、オフィスの利用の承認を受けた者又は事務室利用者（以下「利用者」という。）は、国際会議場等、大研修室等、オフィス若しくは事務室の利用を終了したとき、又は第7条、第16条、若しくは第26条（第17条において準用する場合を含む。）の規定により承認を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

2 略

別表第2（第34条の3関係）

1 略

2 略

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、大研修室等利用者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使

用を中止する日の2月前までに、産業振興センター利用中止届（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（指定管理者による管理の基準等）

第34条の2 略

2 条例第4条第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

(1) 国際会議場、展示場、情報通信交流館又は多目的広場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

(2)～(4) 略

3～6 略

（原状回復）

第37条 会議場等利用者、交流館利用者又は事務室利用者（以下「利用者」という。）は、国際会議場等、大研修室等若しくは事務室の利用を終了したとき、又は第7条、第16条若しくは第26条の規定により承認を取り消されたときは、直ちにその利用に係る施設を原状に回復しなければならない。

2 略

別表第2（第34条の3関係）

1 略

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、交流館利用者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料

用料をいう。

- 2 情報通信交流館における電気の使用量は、大研修室等利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

をいう。

- 2 情報通信交流館における電気の使用量は、交流館利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。

第1号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書			
年 月 日			
香川県知事 殿		申込者 住 所	
		氏 名	
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号（ ） —	
次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
	展示場	展示場（全面・A・B）	
	多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）	
※電気、ガス又は水道の使用	展示場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	
	多目的広場	電 気	
担当者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス	※事前公表の可否	可・否

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第1号様式（第4条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書			
年 月 日			
香川県知事 殿		申込者 住 所	
		氏 名	
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号（ ） —	
次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
	展示場	展示場（全面・A・B）	
	多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）	
※電気、ガス又は水道の使用	展示場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	
	多目的広場	電 気	
担当者	所属 役職 氏名 連絡先（ ） —	※事前公表の可否	可・否

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表1

(日本産業規格A列4番)

利 用 日 程

施設	区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		午:午:夜							
		前:後:間							
国際会議場	会議室								
	応接室								
	第1控室								
	第2控室								
	ビジネスルーム								
展示場	全 面								
	A								
	B								
多目的広場	全 面								
	水景施設を除く部分								

- 注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
- 2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。
- 3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表1

(日本産業規格A列4番)

利 用 日 程

施設	区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
		午:午:夜							
		前:後:間							
国際会議場	会議室								
	応接室								
	第1控室								
	第2控室								
	ビジネスルーム								
展示場	全 面								
	A								
	B								
多目的広場	全 面								
	水景施設を除く部分								

- 注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
- 2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。
- 3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表2

(日本産業規格A列4番)

附属設備及び器具

施設	品目	単 位	利用日及び利用数量																
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日									
			午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜									
			位	前	後	間	前	後	間	前	後	間	前	後	間	前	後	間	
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																	
	演台	台																	
	司会者台	台																	
	音響装置	式																	
	移動式スピーカー	台																	
	マイクロホン	本																	
	DLPプロジェクター装置	式																	
	スクリーン	式																	
	資料提示装置	式																	
	サスペンションスポットライト	列																	
	同時通訳装置	式																	
	同時通訳レシーバー	台																	
	映像・音声伝送システム	式																	
	映像・音声伝送システム用カメラ	台																	
展示場	展示用パネル	枚																	
	折り畳み式ステージ	台																	
	演台	台																	
	司会者台	台																	
	パーテーションロープ(スタンド付き)	本																	
	音響装置	式																	
	移動式スピーカー	台																	
	マイクロホン	本																	
	液晶プロジェクター装置	式																	
	スクリーン	式																	

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。

2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

付表2

(日本産業規格A列4番)

附属設備及び器具

施設	品目	単 位	利用日及び利用数量																
			月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日									
			午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜									
			位	前	後	間	前	後	間	前	後	間	前	後	間	前	後	間	
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																	
	演台	台																	
	司会者台	台																	
	音響装置	式																	
	移動式スピーカー	台																	
	マイクロホン	本																	
	DLPプロジェクター装置	式																	
	スクリーン	式																	
	資料提示装置	式																	
	サスペンションスポットライト	列																	
	同時通訳装置	式																	
	同時通訳レシーバー	台																	
	映像・音声伝送システム	式																	
	映像・音声伝送システム用カメラ	台																	
展示場	展示用パネル	枚																	
	折り畳み式ステージ	台																	
	演台	台																	
	司会者台	台																	
	パーテーションロープ(スタンド付き)	本																	
	音響装置	式																	
	移動式スピーカー	台																	
	マイクロホン	本																	
	液晶プロジェクター装置	式																	
	スクリーン	式																	

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。

2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

第2号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書				
年 月 日				
香川県知事 殿		申込者 住 所		
		氏 名		
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕		
		電話番号（ ） —		
年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の 利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利 用 期 間			
	内 訳	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
		準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	入場予定者数			
延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）				
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネス ルーム		
	展 示 場	展示場（全面・A・B）		
	多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）		
※電気、ガス又は水道の使 用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス	※事前公表の可否	可・否	

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
 3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更
 内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

第2号様式（第5条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書				
年 月 日				
香川県知事 殿		申込者 住 所		
		氏 名		
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕		
		電話番号（ ） —		
年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の 利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利 用 期 間			
	内 訳	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
		準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	入場予定者数			
延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）				
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネス ルーム		
	展 示 場	展示場（全面・A・B）		
	多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）		
※電気、ガス又は水道の使 用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先（ ） —	※事前公表の可否	可・否	

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
 3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更
 内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届	
年 月 日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名	
〔団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕	
電話番号（ ） —	
年 月 日付で承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の 利用の全部又は一部について、次のとおり中止したいので届け出ます。	
承認 済 の 内 容	催物等の名称
	利用期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで
中止の理由	
一部中止となる利用施設等の 内 容	
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届		
年 月 日		
香川県知事 殿		
届出者 住 所 氏 名		
〔団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕		
電話番号（ ） —		
年 月 日付で承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の 利用の全部又は一部について、次のとおり中止したいので届け出ます。		
承認 済 の 内 容	催物等の名称	
	利用期間 年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	※利用施設	
中止の理由		国際会議場 会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネス ルーム
		展示場 展示場（全面・A・B）
		多目的広場 多目的広場（全面・水景施設を除く部分）
一部中止となる利用施設等の 内 容		

- 備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第4号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館大研修室等利用申込書 香川県知事 殿 申込者 住所 氏名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 次のおお情報通信交流館大研修室等を利用したいので申し込みます。		
催物等の名称		
利用の目的 (催物等の内容)		
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）	
※ 利 用 施 設	研 修 室	大研修室、中研修室、小研修室
	多目的ホール	
	会議室	
	カンファレンスルーム	
※ 附 属 設 備 及 び 器 具 の 使 用	有 ・ 無	(品目、数量、利用日及び利用時間)
※ 電 気 特 別 使 用	有 ・ 無	(器具名称、台数、合計定格消費電力及び 使用時間)
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス	

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第4号様式（第13条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館利用申込書 香川県知事 殿 申込者 住所 氏名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 次のおお情報通信交流館を利用したいので申し込みます。		
催物等の名称		
利用の目的 (催物等の内容)		
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
内 訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）	
※ 利 用 施 設	研 修 室	大研修室、中研修室、小研修室
	多目的ホール	多目的ホール
	会 議 室	会議室
※ 附 属 設 備 及 び 器 具 の 使 用	有 ・ 無	(品目、数量、利用日及び利用時間)
※ 電 気 特 別 使 用	有 ・ 無	(器具名称、台数、合計定格消費電力及び 使用時間)
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — FAX（ ） —	

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第5号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館大研修室等利用変更申込書 香川県知事 殿 申込者 住所 氏名 （団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） 年 月 日付で承認のあつた情報通信交流館大研修室等の利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変更の理由				
変更後の内容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
	※利用施設	研修室	大研修室、中研修室、小研修室	
		多目的ホール		
		会議室		
		カンファレンスルーム		
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	（品目、数量、利用日及び利用時間）		
※電気特別使用	有 ・ 無	（器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間）		
担当者	所属 連絡先	役職	氏名	
	電話（ ）	—	FAX（ ）	
	メールアドレス			

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第5号様式（第14条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館利用変更申込書 香川県知事 殿 申込者 住所 氏名 （団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） 年 月 日付で承認のあつた情報通信交流館の利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変更の理由				
変更後の内容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
	※利用施設	研修室	大研修室、中研修室、小研修室	
		多目的ホール	多目的ホール	
		会議室	会議室	
		カンファレンスルーム		
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	（品目、数量、利用日及び利用時間）		
※電気特別使用	有 ・ 無	（器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間）		
担当者	所属 連絡先	役職	氏名	
	電話（ ）	—	FAX（ ）	

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館大研修室等利用中止届	
年 月 日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所	
氏 名	
（団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名）	
電話番号（ ） —	
年 月 日付で承認のあった情報通信交流館大研修室等の利用 について、次のとおり中止したいので届け出ます。	
承認 済の 内容	催物等の名称
	利用期間
年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
中止の理由	
その他参考となる 事 項	

担 当 者	所 属 連絡先	電 話（ ） —	役 職	氏 名
		メー ル ア ド レ ス		

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式（第15条関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館利用中止届		
年 月 日		
香川県知事 殿		
届出者 住 所		
氏 名		
（団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名）		
電話番号（ ） —		
年 月 日付で承認のあった情報通信交流館の利用について、次 のとおり中止したいので届け出ます。		
承認 済の 内容	催物等の名称	
	利用期間	
	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	※利用施設	研 修 室
多目的ホール		多目的ホール
会 議 室		会議室
中止の理由		
その他参考となる 事 項		

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第7号様式（第17条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館オフィス利用申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

次のとおり情報通信交流館オフィスを利用したいので、関係書類を添えて申し込
みます。

利 用 オ フ ィ ス	号室 m ²
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス
-------	------------------------------------

第8号様式（第17条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館オフィス利用変更申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者 住 所
氏 名
（団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

年 月 日付で承認のあつた情報通信交流館オフィスの利用について、次のとおり変更したいので申し込めます。

変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス
-------	------------------------------------

第9号様式（第17条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館オフィス改造等承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

情報通信交流館オフィスの改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造等が必要な オ フ ィ ス	号室 m ²
改造等の内容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
改造等が必要な理由	

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス
-------	------------------------------------

第10号様式（第17条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

情報通信交流館オフィス利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所
氏 名
（団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名）
電話番号（ ） —

年 月 日付で承認のあった情報通信交流館オフィスの利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。

現 在 利 用 中 の オ フ ィ ス	号室 m ²
利用を中止する日	年 月 日
利用を中止する理由	

担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス
-------	--

第11号様式（第19条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用申込書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 香川県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申込者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり産業振興センターを利用したいので、関係書類を添えて申し込みます。</p>	
利 用 事 務 室	号室 m ²
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス

第7号様式（第19条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用申込書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 香川県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申込者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり産業振興センターを利用したいので、関係書類を添えて申し込みます。</p>	
利 用 事 務 室	号室
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名
	担当部署
	電話番号
	FAX番号

第12号様式（第20条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用変更申込書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 香川県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申込者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日付けで承認のあった産業振興センターの利用について、 次のとおり変更したいので申し込みます。 </div>	
変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス

第8号様式（第20条の2関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用変更申込書 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 香川県知事 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申込者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日付けで承認のあった産業振興センターの利用について、 次のとおり変更したいので申し込みます。 </div>	
変 更 の 内 容	
変 更 が 必 要 な 理 由	

第13号様式（第23条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター改造等承認申請書 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 産業振興センターの改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
改造等が必要な事務室	号室 m ²
改 造 等 の 内 容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
改造等が必要な理由	
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話（ ） — メールアドレス

第9号様式（第23条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター改造等承認申請書 年 月 日 香川県知事 殿 申請者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） — 産業振興センターの改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。	
改造等が必要な事務室	号室
改 造 等 の 内 容	
改造等に要する期間	年 月 日から 年 月 日まで
改造等が必要な理由	

第14号様式（第25条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用中止届	
年 月 日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） —	
年 月 日付で承認のあった産業振興センターの利用について、 次のとおり中止したいので届け出ます。	
現在利用中の事務室	号室 m ²
利用を中止する日	年 月 日
利用を中止する理由	

担 当 者	所属 連絡先	電話（ ） — メールアドレス	役職	氏名
-------	-----------	--------------------	----	----

第10号様式（第25条関係）

（日本産業規格A列4番）

産業振興センター利用中止届	
年 月 日	
香川県知事 殿	
届出者 住 所 氏 名 （団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名） 電話番号（ ） —	
年 月 日付で承認のあった産業振興センターの利用について、 次のとおり中止したいので届け出ます。	
現在利用中の事務室	号室
利用を中止する日	年 月 日
利用を中止する理由	
利用中 止後の 連絡先	担当者氏名
	担 当 部 署
	電 話 番 号
	F A X 番 号

附 則

- 1 この規則は、香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（令和4年香川県条例第27号）の施行の日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。